

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月22日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 6日 午前 9時00分から 令和 7年11月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月19日 午前10時00分 場 所 山口地方裁判所下関支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月 3日 午前10時00分 場 所 山口地方裁判所下関支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 株式会社商工組合中央金庫, 農林中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月22日から当庁不動産競売係に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1,2	743,000 594,400	一括	148,600	25,209	0
1	226,000				
2	517,000				



物 件 目 録

1 所 在 下関市豊田町大字荒木字見の越
地 番 3 2 4 番 1
地 目 宅地
地 積 6 6 2. 2 3 平方メートル

2 所 在 下関市豊田町大字荒木字見の越 3 2 4 番地 1
家屋 番号 3 2 4 番 1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 8 0. 2 5 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
構 造 木造鋼板葺平家建
床 面 積 約 1 0 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
構 造 木造鋼板葺平家建
床 面 積 約 1 0 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 9日

山口地方裁判所下関支部

裁判所書記官 澤 田 辰 也

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 下関市豊田町大字荒木字見の越

地 番 3 2 4 番 1

地 目 宅地

地 積 6 6 2. 2 3 平方メートル

2 所 在 下関市豊田町大字荒木字見の越 3 2 4 番地 1

家屋 番号 3 2 4 番 1

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 8 0. 2 5 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造鋼板葺平家建

床 面 積 約 1 0 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造鋼板葺平家建

床 面 積 約 1 0 平方メートル



令和7年(ケ)第9号
令和7年7月7日受理
令和7年8月13日提出

現 況 調 査 報 告 書

山口地方裁判所下関支部

執 行 官 金 川 直 樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| 1 | 所 在 | 下関市豊田町大字荒木字見の越 |
| | 地 番 | 3 2 4 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 6 2 . 2 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 下関市豊田町大字荒木字見の越 3 2 4 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 3 2 4 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺平家建 |
| | 床 面 積 | 8 0 . 2 5 平方メートル |

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	山口県下関市豊田町大字荒木324番地1（住居表示未実施）	
土 地	物件1	
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形 状	☒ 14条地区のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下 記 以 外 の 建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
そ の 他 の 事 項		
建 物	物件2	
種 類、構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：	
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☐ ない { 種 類：物置 ☒ ある { 構 造：木造鋼板葺平家建 床面積：約10平方メートル ※同一の種類、構造、床面積の附属建物が2棟ある。	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上 記 以 外 の 敷 地 （ 目 的 外 土 地 ）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
そ の 他 の 事 項		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
 （2枚目）

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 債務者兼所有者は当職が送付した照会書に対し回答せず、現況調査にも立ち会わないため、債務者兼所有者の陳述を得ることができなかったが、本件建物内に置かれていた郵便物の宛名など本件建物内の状況から、本件建物は債務者兼所有者が居住して占有しているものと認めた。
- 3 本件土地の形状は概ね14条地図のとおりであると思われるが、本件土地周囲に境界標等の境界を示す事物が見当たらず、また、雑草や樹木に阻まれ計測が困難な箇所が多く、その形状を正確に把握することができなかった。本件土地の形状を明らかにするには、14条地図を現地で復元する等の手続が必要であると思われる。
- 4 和室1やダイニングには多量の廃棄物が散乱し、浴室や洗面脱衣室の壁や天井には黴が繁殖しているほか、本件土地上には雑草が生えるがまま放置されているなど、本件物件の維持管理状態は不良である。
- 5 上記意見はあくまでも現況調査時に知り得た情報のみに基づいて作成したものであり、本件物件の形状や境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年7月8日(火)	執行官室	下関市役所に間取図請求(郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査囑託書郵送
7年7月11日(金) 12:05~12:20	山口地方法務局 宇部支局	不動産登記事項証明書・地図等交付申請・受領
7年7月22日(火)	執行官室	債務者兼所有者に対し照会書郵送
7年7月22日(火) 9:24~9:25	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書交付申請
7年7月22日(火) 16:06~16:08	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書受領
7年7月23日(水) 16:00~16:30	物件所在地	物件確認、写真撮影
7年7月25日(金)	執行官室	債務者兼所有者に対し現況調査日時通知書郵送
7年7月27日(日)	執行官室	評価人に間取図等郵送
7年8月7日(木) 9:30~10:10	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影
7年8月12日(火) 13:50~14:00	山口地方法務局	登記事項証明書・地図交付申請・受領
(特記事項) ■ 令和7年8月7日 ・目的物件は不在であったが施錠されていなかったもので、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。 ・解錠技術者を同行した。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

N

地区外

327-3

328

327-1

地区外

324-1

地区外

323-1

319-1

318-1

道

地区外

-102821.529

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出



A 豊田野大字
荒木

請求部	所在	下関市豊田野大字荒木字見の地				地番	324番1			
出力尺	1/500	精度区分	乙	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日				備付年月日(原図)	平成1年1月31日		補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(山口地方務局下関支局管轄)

令和7年7月11日

山口地方務局宇部支局

登記官

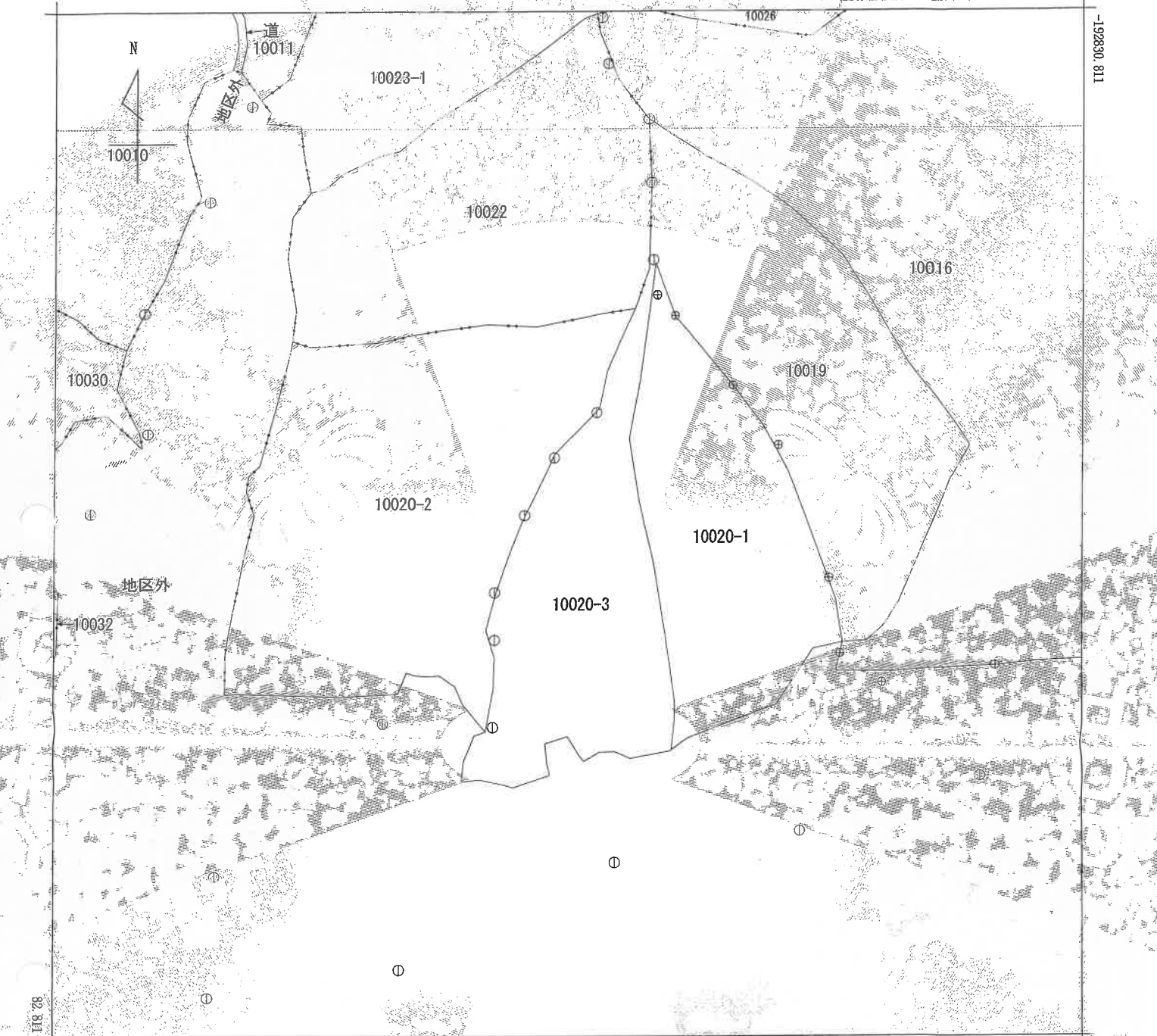
請求番号：20-1

(1/1)

縮小 (A3-A4)

(5 枚目)

公用



-102891.041

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出

A 豊田町大字
荒木

請求部	所在	下関市豊田町大字荒木字見の越				地番	10020番3			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成1年1月31日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(山口地方務局下関支局管轄)

令和7年8月12日

山口地方務局

請求番号：30-1

(1/1)

登記官

縮小 (A3-A4)

(6 枚目)

公用

登記年月日：平成10年8月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(山口地方裁判所下関支庁管轄)
令和7年7月11日 山口地方裁判所下関支庁

登記官

(7 枚目)

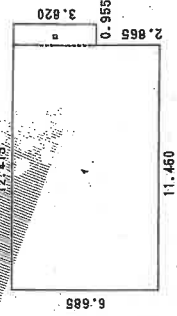
各階平面図

建物図面
(各階平面図)

家屋番号 324番1

建物の所在 山口県下関市田代町大字流木寺尾の郷 324番地

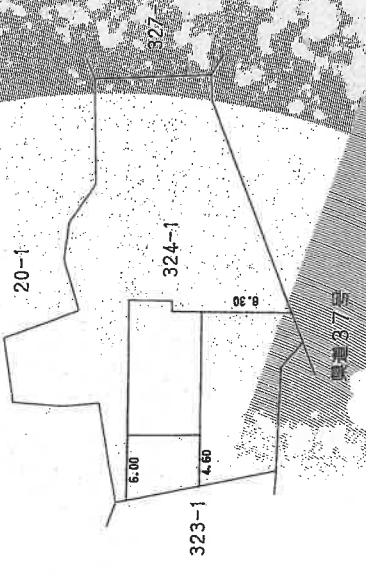
H10 8.7



第1階

求積表

イ	6.685 X	11.450	=	76.610100
ロ	3.820 X	0.955	=	3.648100
合	計			80.258200
	床面積			80.25㎡



40000

作製者 土地家屋調査士 關 査 士

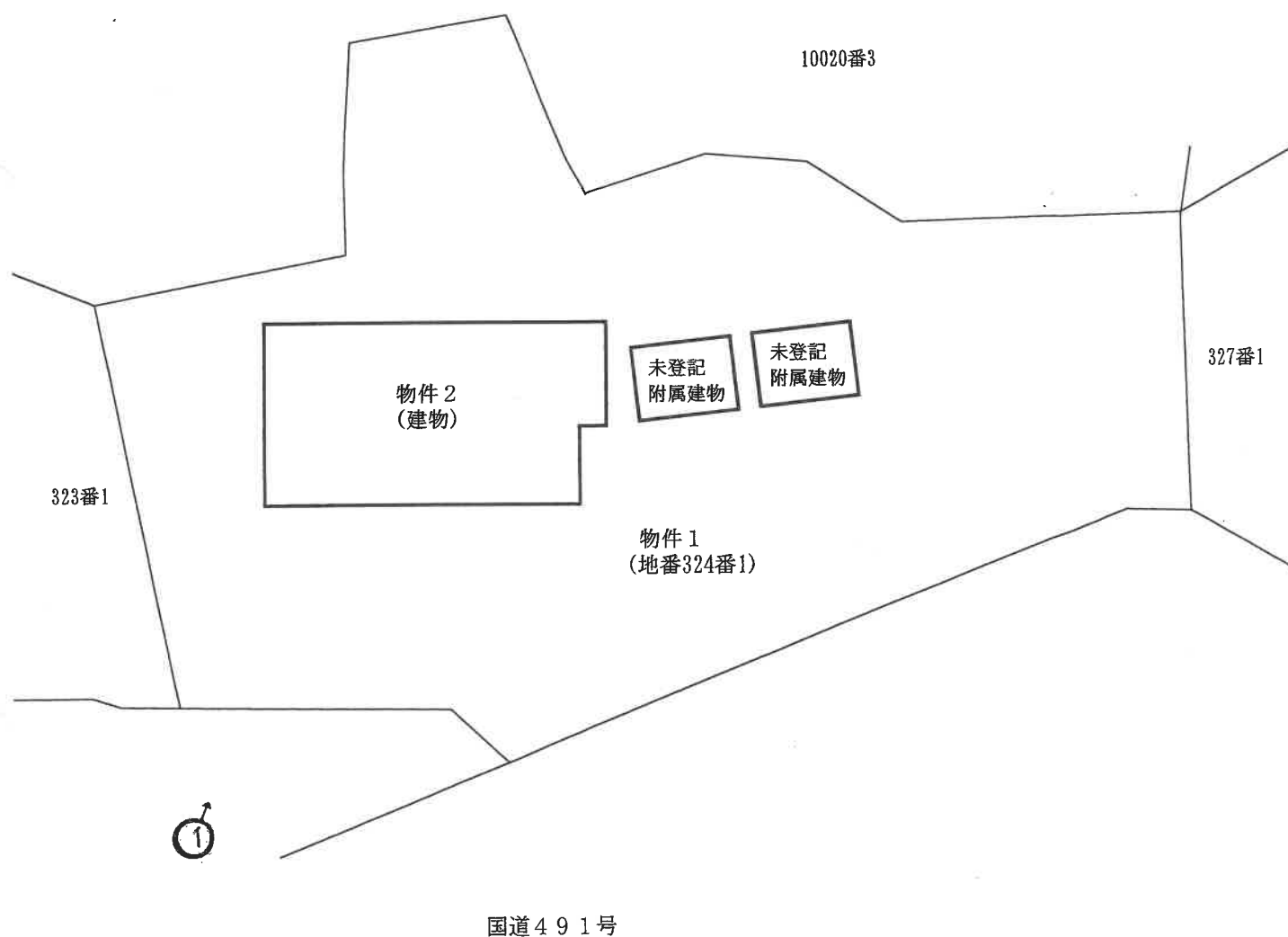
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

縮小 (A3-A4)

山口県土地家屋調査士会印紙



製 評価人作成図面

写真撮影位置方向

(8 枚目)

令和7年(ケ)第9号

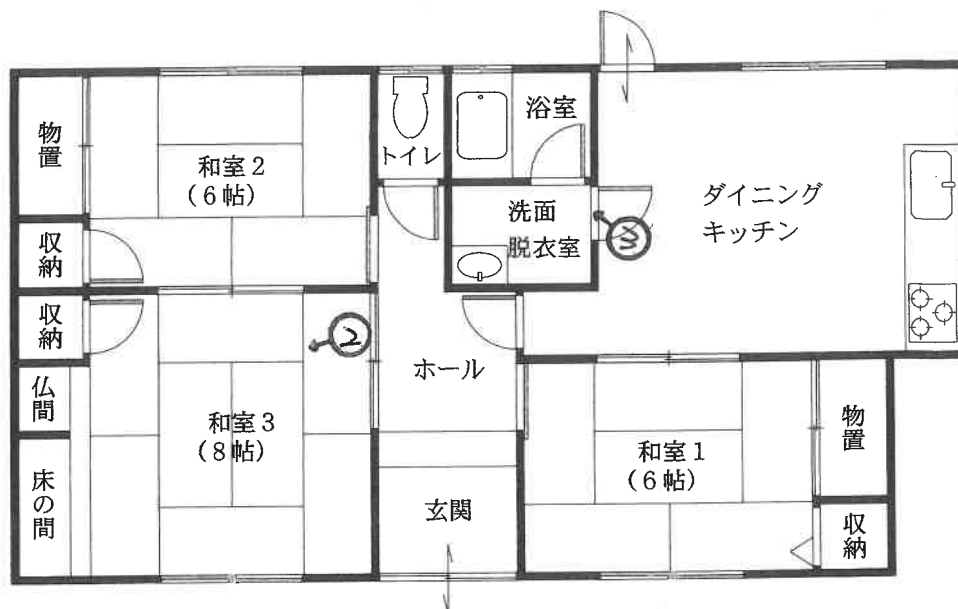
土地建物位置関係図

本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

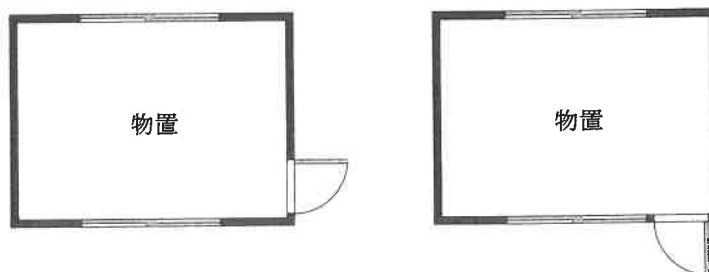
縮尺：約1/250



主である建物



未登記附属建物



※ 評価人作成図面

↑ 写真撮影位置方向

令和 7 年 (ケ) 第 9 号

建物間取図 物件 2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。
縮尺：約 1/100



写真 1

本件建物の外観



写真 2

和室 3



写真 3

浴室
洗面脱衣室

令和7年（ケ）第 9 号

令和7年8月7日 現地調査

令和7年8月15日 評 価

山口地方裁判所 下関支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

植田 豊隆

第1 評価額

一 括 価 格	
金 743,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 226,000円
物件2（建物）	金 517,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	下関市豊田町大字荒木字見の越 324番1 宅地 662.23m ²	左記に同じ
2	主である建物		
	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	下関市豊田町大字荒木字見の越 324番地1 324番1 居宅 木造瓦葺平家建 1階 80.25m ²	左記に同じ
	附属建物1		
	符 号 種類 構造 床面積	未登記	物置 木造鋼板葺平家建 1階 約10m ²
	附属建物2		
	符 号 種類 構造 床面積	未登記	物置 木造鋼板葺平家建 1階 約10m ²
番号	特 記 事 項		
1	目的土地及びその周囲は雑木等に覆われており、隣接地との境界を確認できなかったため、14条地図等を基に可能な限りの現場調査のうえ「土地建物位置関係図」を作成したが、土地の形状及び境界等を明確にするには14条地図を現地で復元する等の手続が必要となる。		
2	目的土地には上記の未登記建物が存するが、当該建物の利用状況や物件2との位置関係等から附属建物と認められる。 なお、評価においては現況調査による概測面積を採用したが、正確な面積については専門家による調査及び測量等が必要となる。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1〕

位 置・交 通	J R山陰本線「滝部」駅 南東方 約13km 【道路距離】 「上荒木」バス停 東方 約230m 【道路距離】		
付 近 の 状 況	農家住宅、一般住宅等が散在する郊外の農家住宅地域である。現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 — — — なし 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	
画 地 条 件	規 模 662.23 m ² 間 口 約 40 m 奥 行 約 18 m	形 状 不整形 接面状況 中間画地 地 勢 ほぼ平坦、法地有	
接面道路の状況	南側幅員約9m舗装国道、高低差 0～約1m高い (注) (注) 国道491号〔建築基準法第42条1項1号道路〕		
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上水道 : あ り ガス配管: な し 下水道 : な し (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特 記 事 項	① 目的土地は雑木等が繁茂しており敷地管理の状態は劣る。 また、敷地北側の一部は法地となっている。 ② 目的土地と前面道路と間に幅1m程度の水路が存し、目的土地への進入幅は3m程度である。 ③ 下関市上下水道局へ確認したところ、前面道路に上水道の配管はあるが目的土地への引き込みはないとのことである。 なお、所有者への陳述ができなかったため利用状況等の詳細については不明である。		

特 記 事 項	④ 山口県土砂災害警戒区域等マップによると、目的土地の東端の一部が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。 ⑤ 【土壌汚染について】 登記簿（閉鎖登記含む）による地歴調査及び現地調査において、土壌汚染の存在を窺わせる端緒は見られず土壌汚染の可能性は低いものと推定されるが、詳細については専門調査機関による調査が必要であるため、評価上考慮外とした。 ⑥ 【埋蔵文化財について】 下関市教育委員会教育部文化財保護課で確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外である。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況〔物件2〕

(1) 主である建物

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成10年8月3日新築 約 27 年 経済的耐用年数超過
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦板 外 壁：サイディングほか 内 壁：クロス、砂壁ほか 天 井：クロス、敷目天井ほか 床：フローリング、畳ほか 設 備：電気ほか	
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり	
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間取り 別添の「建物間取図」参照。	
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	所有者が居住している（現況調査報告書記載のとおり）。	
特 記 事 項	① 築後約27年経過した建物であるが、建物内部には多量の廃棄物が散乱しており、各所で汚染等が認められる。 ② 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。また、害虫被害、耐震等についても専門調査機関による調査を行っていないため詳細については不明である。	

(2) 未登記附属建物 1

区 分	附属建物 1
建 築 時 期	建築年月日 不詳
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 鋼板 外 壁 : 合板 内 壁 : ー 天 井 : ー 床 : ー
床面積 (現況)	第 3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 物置 間取り 別添の「建物間取図」参照。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者が利用している (現況調査報告書記載のとおり)。
特 記 事 項	① 床面積については、現地にて計測算定したが、正確な面積については専門家による調査を要する。 ② 当該建物は主たる建物より前に建てられたようであるが詳細については不明である。 ③ 内部には多量の動産類が残置されており調査が困難であったため、内部仕様や状態等については不明である。

(3) 未登記附属建物2

区 分	附属建物2
建 築 時 期	建築年月日 不詳
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 鋼板 外 壁 : 合板 内 壁 : ー 天 井 : ー 床 : ー
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 物置 間取り 別添の「建物間取図」参照。
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	建物所有者が利用している（現況調査報告書記載のとおり）。
特 記 事 項	① 床面積については、現地にて計測算定したが、正確な面積については専門家による調査を要する。 ② 当該建物は主たる建物より前に建てられたようであるが詳細については不明である。 ③ 入口が施錠されており内部調査ができなかったため、内部仕様や状態等については不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	2,340円/㎡	0.62	662.23㎡	0.70	673,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

山口県地価調査 下関(県)-33

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
2,770円/㎡	$\frac{97.3}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{115}$	2,340円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路・交通接近・環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：

	物件1
形状	0.95
法地	0.95
規模	0.90
管理の状態	0.80
土砂災害(特別) 警戒区域	0.95
相乗積	0.62

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号 2	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
主である建物	200,000円／㎡	80.25㎡	0.05	803,000円
附属建物 1	120,000円／㎡	10㎡	0.03	36,000円
附属建物 2	120,000円／㎡	10㎡	0.03	36,000円
合 計				875,000円

イ 延床面積：主である建物は登記面積による。

附属建物は概測面積による。

ウ 現価率： 経済的耐用年数を超過していると判断されるため、現況調査により、建物の維持管理の状態等を考慮して、現価率を査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ=ウ
1	673,000円	0.30	法定地上権	202,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ (2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	673,000円	－ 202,000円		0.80	0.60	226,000円
2	875,000円	＋ 202,000円	1.00	0.80	0.60	517,000円
一括価格 (合計)						743,000円

ウ 占有減価： 必要なし。

エ 市場性修正： 目的物件に不明事項があることや市場流通性等を総合的に勘案して査定した。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 山口県地価調査価格 (下関(県)-33)

所 在 : 下関市豊田町大字浮石字市庭2410番1
価 格 : 2,770 円/㎡
位 置 : J R 山陰本線「滝部」駅 南東方約12km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 396 ㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 幅員約10m国道に南西側で接面
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 農家住宅、中規模一般住宅等が散在する国道沿いの住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 7 年度)

物件1 711,897 円

物件2 1,599,251 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図 (縮尺 1/10,000)
- 2 公図写し (法務局備付)
- 3 建物図面・各階平面図写し (法務局備付)
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真



縮尺: 1 / 10,000

地理院タイル (国土地理院) を利用して作成

0 250 500m



地区外

①

⊕

327-3

319
-2

①

322-1

①

地区外

327-1

328

319-1

地区外

324-1

323-1

318-1

①

道

①

地区外

①

-102821.529

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出

A 豊田町大字
荒木

請求部	所在	下関市豊田町大字荒木字見の越				地番	324番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)	平成1年1月31日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月22日

山口地方法務局下関支局

登記官

請求番号：17-1

(1/1)

縮小 (A3→A4)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年5月22日 山口地方支務局下関支局 登記官

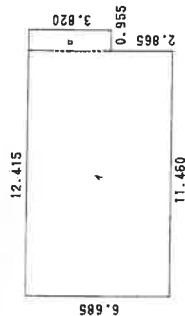
各階平面図

建物図面
(各階平面図)

家屋番号 324番1

建物の所在 山口県豊田町大字荒木字見の越 324番地1

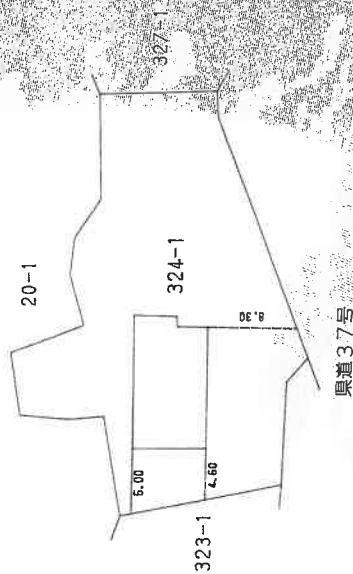
H10.87



主 1 階

求 積 表

イ	6.685 X	11.460 =	76.610100
ロ	3.820 X	0.955 =	3.648100
合 計			80.258200
床 面 積			80.25㎡



県道37号

縮小 (A3→A4)

4000067

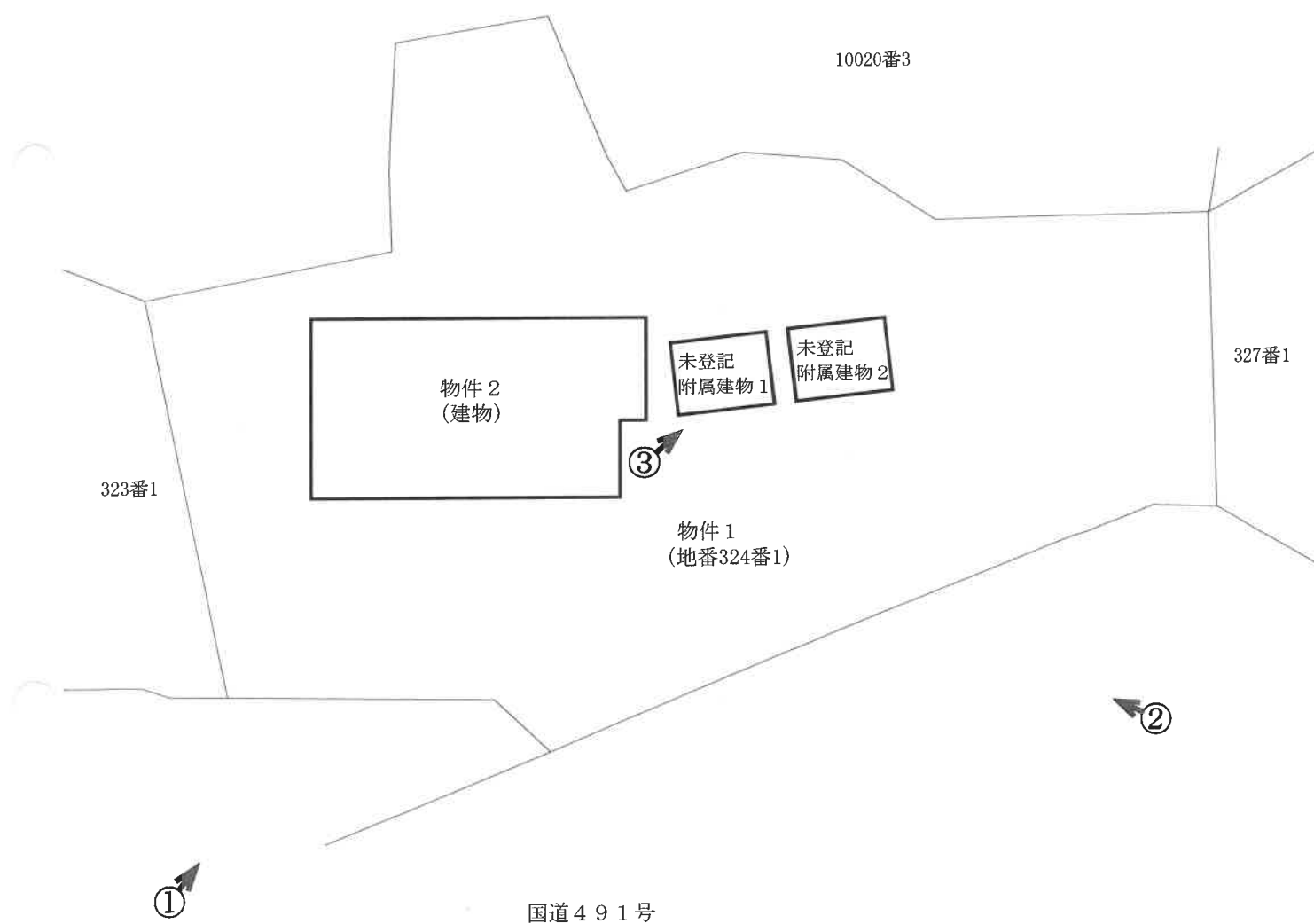
作 製 者

縮尺 1/250

申 請 人

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会用紙



写真撮影位置



令和7年(ケ)第9号

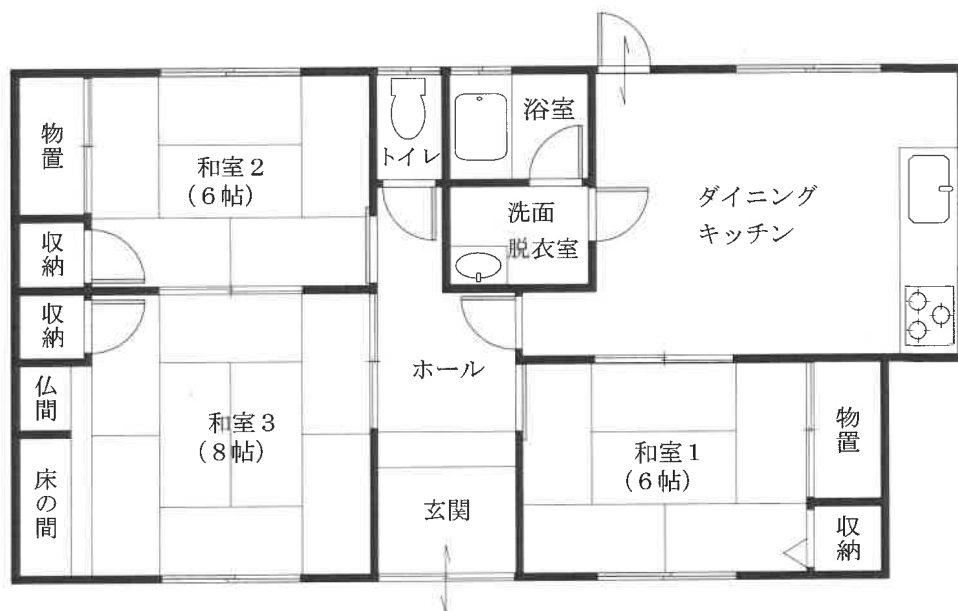
土地建物位置関係図

本図は土地建物の位置関係の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。

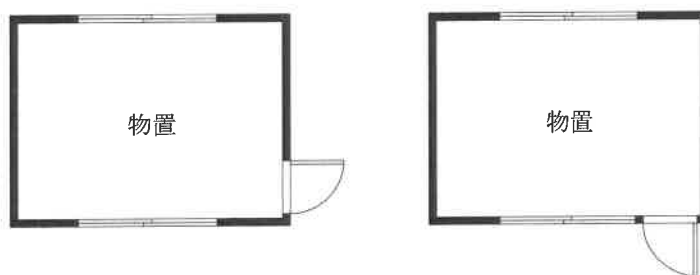
縮尺：約1/250



主である建物



未登記附属建物



令和7年(ケ)第9号
建物間取図 物件2

本図は建物の間取の概要を示すことを趣旨とするものであり、詳細な図面ではない。
縮尺：約1/100

目的物件の状況



①



②



③